下関市教育委員会　１１月定例会　資料

令和６年１１月２７日（水）　９：３０～
教育センター　３階中研修室

【 目 次 】

○日程表 ……Ｐ１

［議案］

第５０号　令和６年度教育予算の補正（12月）について ……Ｐ２
第５１号　教育功労者表彰（篤行表彰）について ……Ｐ８
第５２号　下関市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則 ……Ｐ９
第５３号　下関市職員の勤務時間等の特例に関する規則
　　の一部を改正する規則 ……Ｐ１１
第５４号　財産の取得について ……Ｐ１３
第５５号　下関市学校給食費に関する条例 ……Ｐ１５
第５６号　下関市立公民館の設置等に関する条例
　　の一部を改正する条例 ……Ｐ１８
第５７号　第４次下関市子どもの読書活動推進計画について ……別冊①
第５８号　下関市ふれあいセンターの設置等に関する条例
　　の一部を改正する条例 ……Ｐ２６
第５９号　下関市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例…Ｐ３２

［臨時代理等の報告］

○工事請負変更契約の締結について
（勝山中学校校舎（１１）長寿命化改良建築主体工事（第２期）） …別冊①

［報告事項］

○令和７年度教育予算について ……別冊②
○令和５年度下関市立小・中学校問題行動等状況調査の結果
及び国、県の状況について ……Ｐ３４
○大雨による下関市立小学校、中学校
及び下関商業高等学校の臨時休業等について ……Ｐ３８
○工事請負契約の締結について
（下関市立豊北中学校屋上防水改修工事） ……別冊①
○工事請負変更契約の締結について
（勝山中学校校舎（１１）長寿命化改良機械設備工事（第２期）） …別冊①
○工事請負契約の締結について
（北部公民館外壁改修及び防水改修工事） ……別冊①
○下関市立図書館の臨時開館及び臨時休館について ……Ｐ３９
○下商チャレンジショップの開催について ……Ｐ４１
○学校施設環境改善交付金の過大交付について ……別冊③

教育委員会定例会　日程表

令和６年１１月２７日（水）　９時３０分から
下関市教育センター　３階 中研修室

開会

署名委員指名

教育長報告

議事等

日程１　【議案】

第50号	令和６年度教育予算の補正（12月）について	教育政策課
第51号	教育功労者表彰（篤行表彰）について	教育政策課
第52号	下関市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則	教育政策課
第53号	下関市職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則	教育政策課
第54号	財産の取得について	学校支援課
第55号	下関市学校給食費に関する条例	学校保健給食課
第56号	下関市立公民館の設置等に関する条例の一部を改正する条例	生涯学習課
第57号	第４次下関市子どもの読書活動推進計画について	中央図書館
第58号	下関市ふれあいセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例	豊浦教育支所
第59号	下関市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例	幼児保育課

日程２　【臨時代理等報告】

工事請負変更契約の締結について（勝山中学校校舎（１１）長寿命化改良建築主体工事（第２期））	学校支援課

日程３　【報告事項】

令和７年度教育予算について	教育政策課
令和５年度下関市立小・中学校問題行動等状況調査の結果及び国、県の状況について	学校教育課
大雨による下関市立小学校、中学校及び下関商業高等学校の臨時休業等について	学校教育課
工事請負契約の締結について（下関市立豊北中学校屋上防水改修工事）	学校支援課
工事請負変更契約の締結について（勝山中学校校舎（１１）長寿命化改良機械設備工事（第２期））	学校支援課
工事請負契約の締結について（北部公民館外壁改修及び防水改修工事）	生涯学習課
下関市立図書館の臨時開館及び臨時休館について	中央図書館
下商チャレンジショップの開催について	下関商業高等学校
学校施設環境改善交付金の過大交付について	学校支援課

日程４　【その他】

■次回開催予定　　**<u>令和６年１２月１８日（水）</u>**

R6. 12月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

R7. 1月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

閉会

下関市教育委員会
議 案 第 ５０号

令和６年度教育予算の補正（１２月）について

上記の議案を提出する。

令和６年１１月２７日

下関市教育委員会
教育長　磯部　芳規

令和６年度教育予算の補正（１２月）について

令和６年度教育予算の補正（１２月）について、別紙のとおりとする。

提案理由
令和６年第４回市議会定例会に議案として提出するため。

（3）歳出

（単位：千円）

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	市債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明	目の説明
10 教育費			13,249,475	76,000	13,325,475			50,000	26,000				
	3 中学校費		1,376,242	50,000	1,426,242			50,000					
		3 学校建設費	761,798	50,000	811,798			50,000		12 委託料	50,000	設計委託 50,000	中学校施設整備事業
	7 保健体育費		3,314,924	26,000	3,340,924				26,000				
		4 学校給食共同調理場費	1,599,368	26,000	1,625,368				26,000	12 委託料	26,000	給食調理委託 26,000	学校給食共同調理場運営業務

３．繰越明許費の補正に関する調書

（単位：千円）

事業名	当該年度予算額	翌年度繰越額	左の財源内訳				繰越理由
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	市債	その他		
玄洋中学校区小中一貫教育校整備事業	50,000	50,000			50,000		年度内の事業完了が見込めないため

4．債務負担行為の補正に関する調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書（当該年度新規分）

（単位：千円）

事　　項	限　度　額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期　間	金　額	期　間	金　額	国県支出金	市　債	その他	
中学校教材購入業務	33,000			令和７年度	33,000				33,000
勝山中学校長寿命化事業（特別教室棟）（第2期工事）	110,000			令和７年度	110,000				110,000
下関市生涯学習プラザ指定管理料	750,787			令和７年度から令和11年度まで	750,787				750,787
学校給食調理等業務（新下関学校給食センター）	9,668,000			令和７年度から令和20年度まで	9,668,000				9,668,000

様式２（ハード事業・その他）　　教育委員会

事業名	玄洋中学校区小中一貫教育校整備事業		
予算区分	一般会計　教育費　中学校費　学校建設費		
総合計画の体系	第３章　第３節　学校教育力の向上	実施計画番号	―
担当課名	学校支援課	開始年度	令和6年度

1 事業の概要・取組

概　要	現玄洋中学校において、２小学校（本村小・西山小）と１中学校（玄洋中）を、施設一体型小中一貫教育校として整備し、令和９年４月に開校する。
令和6年度の主な取組	令和６～７年度　実施設計 令和７～８年度　実施設計後、工事発注～整備、８年度内の完成を予定

2 施設の概要、計画等

■補正の理由

令和６年７月に、開校準備協議会において「開校時期を令和９年４月１日とする」ことが確認された。このことを受け、本市においても、令和６年８月８日付けで、当該開校時期に向け、具体的な準備を進めることを方針決定した。開校時期を厳守し、期間内に施設整備を進めるため、早期に実施設計を完了し工事発注する必要があることから、予算を補正するもの。

3 予算情報

（単位:千円）

年度		R5予算	R6予算 補正前	R6予算 補正額	R6予算 計	R7予定
事業費				50,000	50,000	未定
主要な経費	委託料			50,000	50,000	
財源	国庫支出金					
	県支出金					
	市債					
	その他特定財源（基金繰入金）			50,000	50,000	
	一般財源					

様式１（ソフト事業）　　教育委員会

事業名	新下関学校給食センター運営業務		
予算区分	一般会計　教育費　保健体育費　学校給食共同調理場費		
総合計画の体系	第３章　第３節　学校の教育力の向上	実施計画番号	24
担当課名	学校保健給食課	開始年度	令和6年度

1 事業の概要・取組

概　要	新下関学校給食センターは、老朽化した学校給食施設を集約し、民設民営方式により、令和6年度から公立小中学校22校への給食提供を開始した。 食物アレルギーへの対応のほか、現行の学校給食衛生管理基準に沿った衛生的で安全な学校給食の提供を行っている。
令和6年度の主な取組	新下関学校給食センターは、全児童生徒数16,428人中6,402人（令和6年5月1日現在）を対象として、学校給食の提供を行っている。 人件費単価の上昇及び物価高騰、次年度以降の受配校の追加等に対応するため、学校給食調理等業務に係る事業費を増額し、あわせて債務負担行為を再度設定するもの。

2 事業の目標指標（活動指標）

指標説明	単位	R5(実績)	R6	R7	最終(R20年度)
年間提供食数	万食	—	132	140	150

3 参考情報

■契約額（支払上限額）　（千円）

	R6	R7以降	合計
現　行	786,593	9,386,400	10,172,993
変更後	821,983	9,667,825	10,489,808

■R6執行見込　（千円）

予算現額	736,368
執行見込	762,368
不足額	26,000

■債務負担行為　（千円）

	限度額	期間
現　行	10,173,000	R6～R20
再設定	9,668,000	R7～R20

4 予算情報

（単位：千円）

年度		R5予算	R6予算 補正前	R6予算 補正額	R6予算 計	R7予定
事業費			736,368	26,000	762,368	757,798
主要な経費	委託料		736,368	26,000	762,368	757,798
財源	国庫支出金					
	県支出金					
	市債					
	その他特定財源（繰入金・諸収入）		232,034		232,034	
	一般財源		504,334	26,000	530,334	757,798

下関市教育委員会
議案第５１号

教育功労者表彰（篤行表彰）について

上記の議案を提出する。
令和６年１１月２７日

下関市教育委員会
教育長　磯部　芳規

教育功労者表彰（篤行表彰）について

下関市教育委員会表彰規則（平成１７年教育委員会規則第４号）第７条の規定に基づき、教育功労者（篤行表彰）の表彰を下記のとおり決定する。

記

氏　名	表　彰　事　由
野呂　真名子	下関市立美術館に対し、4,000,000円相当の資料を寄贈したことによる。
濵口　庄次	下関市立美術館に対し、4,000,000円相当の資料を寄贈したことによる。
森山　安英	下関市立美術館に対し、1,600,000円相当の資料を寄贈したことによる。

提案理由
下関市教育委員会表彰規則に基づき、教育功労表彰者として決定するため。

下関市教育委員会
議案第５２号

下関市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則

上記議案を提出する。
令和６年１１月２７日

下関市教育委員会
教育長　磯　部　芳　規

下関市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則

下関市教育委員会事務分掌規則（平成２０年教育委員規則第１号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>（図書館）
第２４条　略
２　略
３　図書館に次の表の左欄に掲げる役付職員を置き、当該役付職員は、上司（彦島図書館長、長府図書館長、菊川図書館長、豊田図書館長、豊浦図書館長及び豊北図書館長にあっては中央図書館長を含む。）の命を受け、同表の右欄に掲げる職務を行う。
<table>
<tr><th>役付職員</th><th>職務</th></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td></tr>
</table>
４　略</td><td>（図書館）
第２４条　略
２　略
３　図書館に次の表の左欄に掲げる役付職員を置き、当該役付職員は、上司（彦島図書館長、長府図書館長<u>、はまゆう図書館</u>、菊川図書館長、豊田図書館長、豊浦図書館長及び豊北図書館長にあっては中央図書館長を含む。）の命を受け、同表の右欄に掲げる職務を行う。
<table>
<tr><th>役付職員</th><th>職務</th></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td></tr>
</table>
４　略</td></tr>
</table>

附　則

この規則は、令和７年１月１４日から施行する。

提案理由

下関市立はまゆう図書館設置に伴う所要の条文整理を行うため。

下関市教育委員会
議案第５３号

下関市職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則

上記議案を提出する。
令和６年１１月２７日

下関市教育委員会
教育長　　磯　部　芳　規

下関市職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則

下関市職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則（平成１７年教育委員会訓令第１４号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

別表（第２条関係）

所属	職種	勤務時間	勤務時間の割振り			休憩時間	週休日	備考
			区分	始業時刻	終業時刻			
略	略	略	略	略	略	略	略	略

改正後

別表（第２条関係）

所属	職種	勤務時間	勤務時間の割振り			休憩時間	週休日	備考
			区分	始業時刻	終業時刻			
略	略	略	略	略	略	略	略	略

長府図書館 彦島図書館 菊川図書館 豊田図書館 豊浦図書館 豊北図書館	全職員	休憩時間を除き、1週間当たり38時間45分	A	午前8時30分	午後5時15分	勤務時間中に1時間とし、その時間は所属長が定める。	4週間を通じ8日所属長の指定する日	
			B	午前10時	午後6時45分			
略	略	略	略	略	略	略	略	略

長府図書館 彦島図書館 はまゆう図書館 菊川図書館 豊田図書館 豊浦図書館 豊北図書館	全職員	休憩時間を除き、1週間当たり38時間45分	A	午前8時30分	午後5時15分	勤務時間中に1時間とし、その時間は所属長が定める。	4週間を通じ8日所属長の指定する日	
			B	午前10時	午後6時45分			
略	略	略	略	略	略	略	略	略

附　則

この規則は、令和７年１月１４日から施行する。

提案理由

下関市立はまゆう図書館設置に伴う所要の条文整理を行うため。

下関市教育委員会

議案第５４号

財産の取得について

上記の議案を提出する。

令和６年１１月２７日

下関市教育委員会

教育長　磯　部　芳　規

財産の取得について

下関市立小中学校のＩＣＴ環境を整備するため、下記のとおり財産を取得する。

記

１　契約の相手方　下関市大和町二丁目４番８号
林兼コンピューター株式会社
代表取締役　御　木　　論

２　目　的　物　電子黒板（内訳別表のとおり。）

３　取得価格　２９，７３３，０００円

提案理由

電子黒板を取得することについて、令和６年第４回定例市議会に議案として提出するため。

別表

区分	数量
小学校	７４台
中学校	２８台
合計	１０２台

下関市教育委員会

議案第５５号

下関市学校給食費に関する条例

上記の議案を提出する。

令和６年１１月２７日

下関市教育委員会

教育長　磯部　芳規

下関市学校給食費に関する条例

下関市学校給食費に関する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

市が実施する学校給食に係る学校給食費等の取扱いに関し、必要な事項を定める条例について、令和６年第４回定例市議会に議案として提出するため。

別紙

下関市学校給食費に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）の規定に基づき市が実施する学校給食に係る学校給食費等の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 学校給食　法第３条第１項に規定する学校給食及びこれに伴って教職員等に対して提供する給食をいう。

(2) 保護者等　学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者及びこれに準ずる者として規則で定める者をいう。

(3) 学校給食費　法第11条第２項に規定する学校給食費をいう。

(4) 教職員等　児童又は生徒以外の者であって、学校給食を受ける教職員その他のものをいう。

(5) 教職員等給食費　学校給食費に相当する額として教職員等が負担すべき費用をいう。

(6) 給食費負担者　学校給食を受ける児童又は生徒の保護者等及び教職員等をいう。

（学校給食費等の徴収等）

第３条　市長は、保護者等から学校給食費を、教職員等から教職員等給食費を徴収する。

２　学校給食費及び教職員等給食費の額は、規則で定める。

（学校給食費等の納付）

第４条　給食費負担者は、規則で定める日までに学校給食費又は教職員等給食費を納付しなければならない。

（学校給食費の減免）

第５条　市長は、特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、学校給食費を減額し、又は免除することができる。

（委任）

第６条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2　学校給食費及び教職員等給食費の徴収等に関して必要な手続その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

下関市教育委員会
議案第５６号

下関市立公民館の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。
令和６年１１月２７日

下関市教育委員会
教育長　磯部　芳規

下関市立公民館の設置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市立公民館の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由
令和６年第４回定例市議会に議案として提出するため。

別紙

下関市立公民館の設置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市立公民館の設置等に関する条例（平成17年条例第109号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>別表第１（第２条関係）
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td>下関市立安岡公民館</td><td>下関市安岡駅前二丁目７番１号</td></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td>下関市立三豊公民館</td><td>下関市豊田町大字地吉122番地</td></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td>下関市立黒井公民館</td><td>下関市豊浦町大字黒井2345番地１</td></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td></tr>
</table></td><td>別表第１（第２条関係）
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td>下関市立三豊公民館</td><td>下関市豊田町大字地吉119番地３</td></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td>下関市立黒井公民館</td><td>下関市豊浦町大字黒井2351番地</td></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

別表第２ 安岡公民館の部を削り、同表 黒井公民館の部を次のように改める。

黒井公民館	講堂１・２	620	620	620	200	310	520
	講堂１	310	310	310	100	210	310
	講堂２	310	310	310	100	210	310
	多目的室１	310	310	310	100	100	150
	多目的室２	310	310	310	100	210	310
	和室	310	310	310	100	100	150
	新和室１・２	620	620	620	200	210	310
	新和室１	310	310	310	100	100	150
	新和室２	310	310	310	100	100	150
	会議室	310	310	310	100	100	150

	料理講習室	310	310	310	100	100	150

別表第２備考中第９項を第11項とし、第６項から第８項までを２項ずつ繰り下げ、第５項の次に次の２項を加える。

６　この表において「講堂１・２」とは、当該区分のある公民館の講堂１及び講堂２を１室として使用することをいう。

７　この表において「新和室１・２」とは、当該区分のある公民館の新和室１及び新和室２を１室として使用することをいう。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第１　下関市立三豊公民館の項の改正規定及び次項の規定　公布の日

(2) 別表第１　下関市立安岡公民館の項を削る改正規定及び別表第２　安岡公民館の部を削る改正規定　令和７年１月１日

(3) 別表第１　下関市立黒井公民館の項の改正規定及び別表第２　黒井公民館の部及び同表備考の改正規定　令和７年４月１日

（準備行為）

２　この条例による改正後の下関市立公民館の設置等に関する条例の規定による黒井公民館の使用に係る許可及び使用料の徴収並びにこれらを行うため必要な手続は、令和７年４月１日前においても行うことができる。

議案第５６号参考資料

改め文による改正部分の新旧対照表

改正前

別表第２（第11条関係）

区分		使用料					
		午前９時から正午まで	午後１時から午後５時まで	午後６時から午後10時まで	延長料金（１時間当たり）	冷暖房設備（１時間当たり）	
						冷房	暖房
略	略	略	略	略	略	略	略
安岡公民館	講堂	1,460	1,880	2,300	460	310	520
	第１研修室	450	620	790	150	100	150
	第２研修室	450	620	790	150	100	150
	第３研修室	450	620	790	150	210	310
	講座室	620	830	1,030	210	210	310
	視聴覚室	620	830	1,030	210	210	310
	図書室兼会議室	620	830	1,030	210	210	310
	レクリエーション室	620	830	1,030	210	210	310

改正後

別表第２（第11条関係）

区分		使用料					
		午前９時から正午まで	午後１時から午後５時まで	午後６時から午後10時まで	延長料金（１時間当たり）	冷暖房設備（１時間当たり）	
						冷房	暖房
略	略	略	略	略	略	略	略

	料理教室	930	1,250	1,560	310		
略	略	略	略	略	略	略	略
黒井公民館	第１研修室	310	310	310	100	310	520
	第２研修室	310	310	310	100	100	150
	第３研修室	310	310	310	100	100	150
	和室	310	310	310	100	100	150
	調理室	310	310	310	100	100	150
略	略	略	略	略	略	略	略

備考

１～５　略

略	略	略	略	略	略	略	略
黒井公民館	講堂１・２	620	620	620	200	310	520
	講堂１	310	310	310	100	210	310
	講堂２	310	310	310	100	210	310
	多目的室１	310	310	310	100	100	150
	多目的室２	310	310	310	100	210	310
	和室	310	310	310	100	100	150
	新和室１・２	620	620	620	200	210	310
	新和室１	310	310	310	100	100	150
	新和室２	310	310	310	100	100	150
	会議室	310	310	310	100	100	150
	料理講習室	310	310	310	100	100	150
略	略	略	略	略	略	略	略

備考

１～５　略

６　この表において「講堂１・２」とは、当該区分のある公民館の講堂１及び講堂２を１室として使用することをいう。

6～9　略	7　この表において「新和室１・２」とは、当該区分のある公民館の新和室１及び新和室２を１室として使用することをいう。 8～11　略

議案第５６号説明資料
令和６年１１月２７日
生　涯　学　習　課

「下関市立公民館の設置等に関する条例の一部を改正する条例」について

◆改正の概要

１．安岡公民館の廃止【施行日：令和７年１月１日】

令和７年１月の「やすらガーデン（下関市安岡地区複合施設）」の開館に伴い、本条例から安岡公民館に関する規定を削除するもの。

＜安岡公民館（安岡支所併設）の施設概要＞

所在地	下関市安岡駅前二丁目７番１号
主体構造	鉄筋コンクリート造４階建
延床面積	2,145.00 ㎡
諸室構成	講堂、第１～３研修室、講座室、視聴覚室、図書室兼会議室、レクリエーション室、料理教室

２．三豊公民館の位置の修正【施行日：本条例公布の日】

三豊公民館　修正前：下関市豊田町大字地吉１２２番地
　　修正後：下関市豊田町大字地吉１１９番地３

３．黒井公民館と豊浦勤労青少年ホームの集約化に伴う黒井公民館の位置、諸室構成及び使用料の変更【施行日：令和７年４月１日】

＜集約化後の黒井公民館（豊浦総合支所黒井支所併設）の施設概要＞

所在地	＜集約化前＞下関市豊浦町大字黒井２３４５番地１ ＜集約化後＞下関市豊浦町大字黒井２３５１番地
主体構造	鉄筋コンクリート造２階建
延床面積	1,114.58 ㎡（R6.11.30 時点）
耐震性	あり
使用料	別紙「黒井公民館の諸室構成及び使用料の改正」参照
集約化後の施設内容	別紙「豊浦勤労青少年ホーム　黒井公民館集約化　改修計画図」参照

別紙

◆黒井公民館の諸室構成及び使用料の改正

旧						
現黒井公民館（～R7.3.31）						
室　名	午前	午後	夜間	延長	冷房	暖房
第1研修室	310	310	310	100	310	520
第2研修室	310	310	310	100	100	150
第3研修室	310	310	310	100	100	150
和室	310	310	310	100	100	150
調理室	310	310	310	100	100	150

新							参考					
新黒井公民館（R7.4.1～）							下関市豊浦勤労青少年ホーム					
室　名	午前	午後	夜間	延長	冷房	暖房	室　名	午前	午後	夜間	冷房	暖房
講堂1・2	620	620	620	200	310	520	軽運動場	310	310	310		
講堂1	310	310	310	100	210	310	－					
講堂2	310	310	310	100	210	310	－					
多目的室1	310	310	310	100	100	150	音楽室	310	310	310	100	150
多目的室2	310	310	310	100	210	310	講習室	310	310	310	210	310
和室	310	310	310	100	100	150	和室	310	310	310	100	150
新和室1・2	620	620	620	200	210	310	新和室	310	310	310	210	310
新和室1	310	310	310	100	100	150	－					
新和室2	310	310	310	100	100	150	－					
会議室	310	310	310	100	100	150	－					
料理講習室	310	310	310	100	100	150	料理講習室	310	310	310	100	150

＜使用料区分の時間帯＞

	黒井公民館		豊浦勤労青少年ホーム
午前	9:00～12:00	／	9:00～12:00
午後	13:00～17:00	／	12:00～17:00
夜間	18:00～22:00	／	17:00～22:00

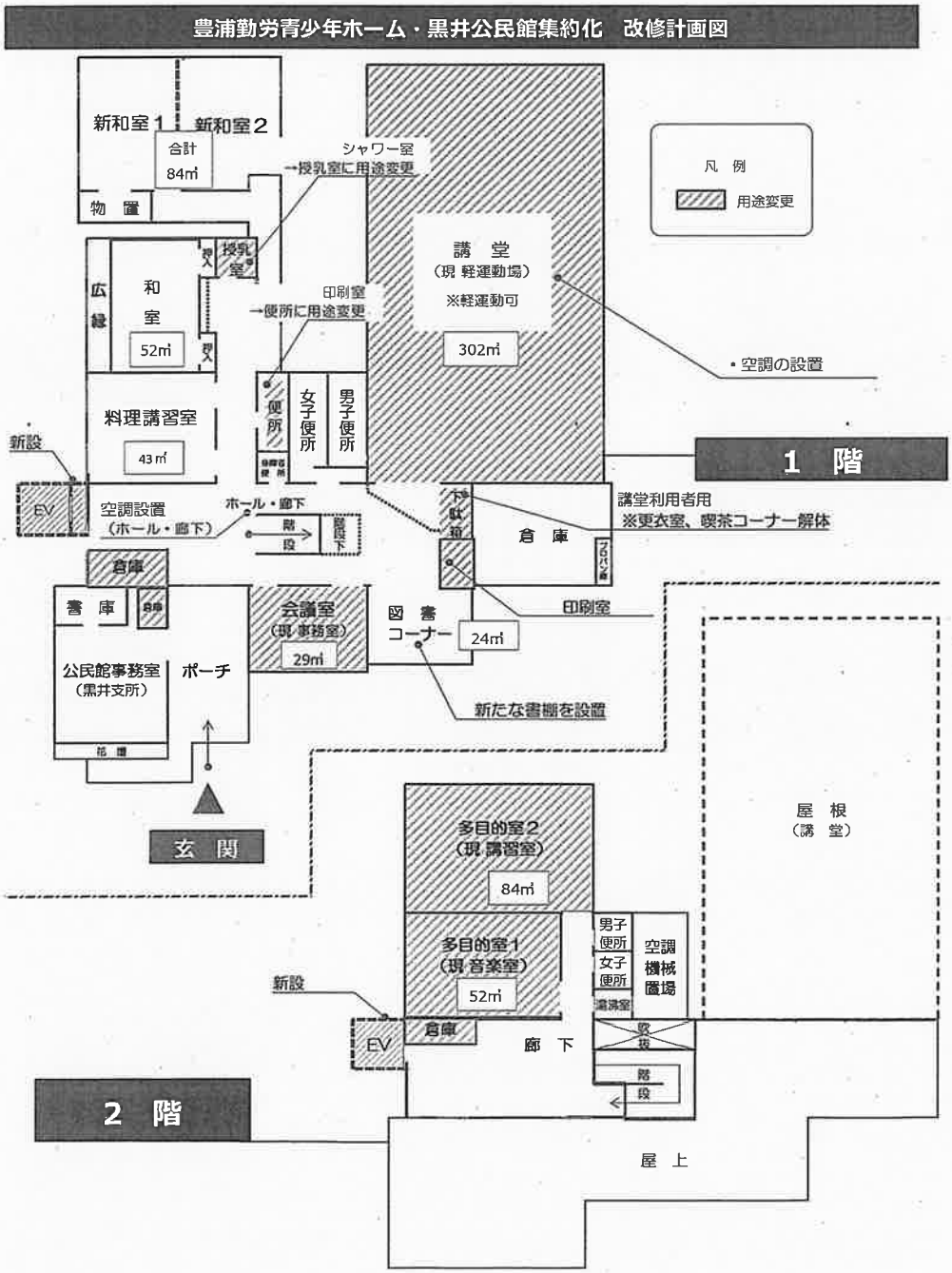

下関市教育委員会

議 案 第 ５８ 号

下関市ふれあいセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和６年１１月２７日

下関市教育委員会

教育長　磯部　芳規

下関市ふれあいセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市ふれあいセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

令和６年第４回定例市議会に議案として提出するため。

別紙

下関市ふれあいセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市ふれあいセンターの設置等に関する条例（平成17年条例第115号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>（使用料）
第６条　略

２　前項の規定にかかわらず、市長は、公用又は公益上必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。</td><td>（使用料）
第６条　略
２　使用者は、前項の使用料を、センターを使用するときまでに納付しなければならない。ただし、冷暖房設備及びガス器具の使用に係る使用料並びに市長が特別の理由があると認める場合の使用料は、センターを使用した後に納付することができるものとする。
３　第１項の規定にかかわらず、市長は、公用又は公益上必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。</td></tr>
<tr><td>（利用料金の収受）
第11条　略
２・３　略
４　利用料金の減免及び還付については、第６条第２項及び第７条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。</td><td>（利用料金の収受）
第11条　略
２・３　略
４　利用料金の減免及び還付については、第６条第３項及び第７条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。</td></tr>
<tr><td>別表
１　下関市豊浦ふれあいセンター
（単位：円）
<table><tr><th>区分</th><th colspan="3">使用料（１時間につき）</th></tr><tr><th></th><th>午前９時</th><th>午後５時</th><th>その他の</th></tr></table></td><td>別表
１　下関市豊浦ふれあいセンター
（単位：円）
<table><tr><th>区分</th><th colspan="4">使用料（１時間当たり）</th></tr><tr><th></th><th>午前</th><th>午後</th><th>その</th><th>冷暖房設備</th></tr></table></td></tr>
</table>

室名	から午後5時まで	から午後10時まで	時間帯
むらの味伝承開発室	100	150	150
くらしの伝承交流室	100	150	150
健康管理室	100	150	150

備考

1　使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数の時間を1時間として計算する。

2　営利、営業、宣伝等を目的とし、又は入場料その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、当該使用料に当該使用料の200パーセントを加算した額とする。

3　冷暖房及びガスを使用した場合は、実状に応じて実費を徴収する。

2　下関市小野ふれあいセンター

（単位：円）

区分	使用料（1時間につき）		
	午前9時	午後5時	その他の
	9時から午後5時まで	5時から午後10時まで	他の時間帯
むらの味伝承開発室	100	150	150
くらしの伝承交流室	100	150	150
健康管理室	100	150	150

区分	使用料（1時間当たり）		
	午前	午後	その
			冷暖房設備
			冷房	暖房
むらの味伝承開発室			100	150
くらしの伝承交流室			100	150
健康管理室			100	150

備考

1　営利、営業、宣伝等を目的とし、又は入場料その他これに類する料金を徴収する場合の使用料（冷暖房設備及びガス器具に係る使用料を除く。）は、当該使用料に当該使用料の200パーセントを加算した額とする。

2　ガス器具を使用するときは、1時間当たり1台につき100円の使用料を徴収する。

3　使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、当該端数の時間及び当該1時間未満の時間は1時間とする。

2　下関市小野ふれあいセンター

（単位：円）

室名	から午後5時まで	から午後10時まで	時間帯
情報発信室	100	150	150
多目的コミュニティ室	100	150	150
和室	100	150	150
特産加工室	100	150	150
調理実習室	100	150	150
屋内運動場	100	150	150

備考

1　使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数の時間を1時間として計算する。

2　営利、営業、宣伝等を目的とし、又は入場料その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、当該使用料に当該使用料の200パーセントを加算した額とする。

3　冷暖房及びガスを使用した場合は、実状に応じて実費を徴収する。

	9時から午後5時まで	5時から午後10時まで	他の時間帯	冷房	暖房
情報発信室	100	150	150	100	150
多目的コミュニティ室	100	150	150	100	150
和室	100	150	150	100	150
特産加工室	100	150	150	100	150
調理実習室	100	150	150	100	150
屋内運動場	100	150	150	100	150

備考

1　営利、営業、宣伝等を目的とし、又は入場料その他これに類する料金を徴収する場合の使用料（冷暖房設備及びガス器具に係る使用料を除く。）は、当該使用料に当該使用料の200パーセントを加算した額とする。

2　ガス器具を使用するときは、1時間当たり1台につき100円の使用料を徴収する。

3　使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、当該端数の時間及び当該1時間未満の

3　下関市宇賀ふれあいセンター

（単位：円）

区分／室名	使用料（1時間につき）		
	午前9時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	その他の時間帯
講座室	100	150	150
屋内運動場	100	150	150

備考

1　使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数の時間を1時間として計算する。

2　営利、営業、宣伝等を目的とし、又は入場料その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、当該使用料に当該使用料の200パーセントを加算した額とする。

時間は1時間とする。

3　下関市宇賀ふれあいセンター

（単位：円）

区分	使用料（1時間当たり）				
	午前9時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	その他の時間帯	冷暖房設備	
				冷房	暖房
第1講座室	100	150	150	210	310
第2講座室	100	150	150	100	150
第3講座室	100	150	150		
第4講座室	100	150	150	210	310
第5講座室	100	150	150		
屋内運動場	100	150	150		

備考

1　営利、営業、宣伝等を目的とし、又は入場料その他これに類する料金を徴収する場合の使用料（冷暖房設備及びガス器具に係る使用料を除く。）は、当該使用料に当該使用料の200パーセントを加算した額とする。

2　ガス器具を使用するときは、1時間当たり1台につき100円

3　冷暖房及びガスを使用した場合は、実状に応じて実費を徴収する。	の使用料を徴収する。 3　使用時間に１時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が１時間未満のときは、当該端数の時間及び当該１時間未満の時間は１時間とする。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

下関市教育委員会

議案第　５９　号

下関市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和６年１１月２７日

下関市教育委員会

教育長　磯部　芳規

下関市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

下関市立第一幼稚園を廃止とするため、令和６年１１月教育委員会定例会に議案として提出するもの。

別紙

下関市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市立学校の設置等に関する条例（平成１７年条例第１００号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>別表第４（第５条関係）
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td><u>下関市立第一幼稚園</u></td><td><u>下関市貴船町三丁目１１番１２号</u></td></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td></tr>
</table></td><td>別表第４（第５条関係）
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>削除</td><td>削除</td></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

報　告　事　項
令和６年１１月２７日
学　校　教　育　課

「令和５年度下関市立小・中学校問題行動等学校状況調査の結果」
及び国、県の状況について

下関市立各小・中学校の児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題の状況について、別紙のとおり報告いたします。

〔11月教育委員会定例会〕報告資料❶　　R6.11.27

令和５年度「下関市立小・中学校問題行動等学校状況調査」および文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題」調査の結果について

【暴力行為の状況】

下関市教育委員会　生徒指導推進室

① 下関市・山口県・全国の比較（Ｒ５）　※ 発生率は、児童生徒1,000人あたりの件数

	下関市		山口県		全国	
	発生件数	発生率	発生件数	発生率	発生件数	発生率
小学校	34	3.0	520	8.4	70,009	11.5
中学校	31	5.4	344	10.2	33,617	10.4

② 下関市・山口県・全国の発生率の推移　※ 発生率は、児童生徒1,000人あたりの件数

【小学校】

	R1	R2	R3	R4	R5
下関市	1.1	1.8	1.9	1.6	3.0
山口県	5.6	5.7	6.0	7.0	8.4
全　国	6.8	6.5	7.7	9.9	11.5

【中学校】

	R1	R2	R3	R4	R5
下関市	6.2	6.2	5.9	5.2	5.4
山口県	8.6	10.0	9.0	9.9	10.2
全　国	8.8	6.6	7.5	9.2	10.4

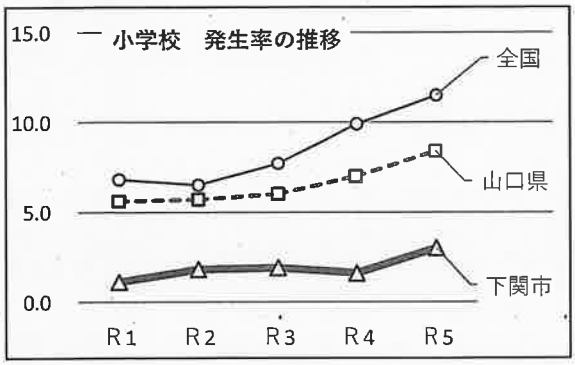

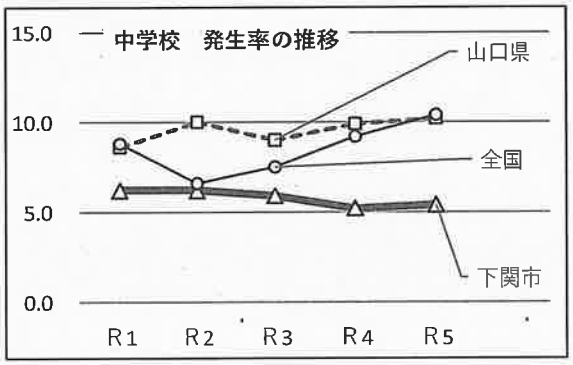

③ 下関市の発生件数の推移

	R1	R2	R3	R4	R5
小学校	14	22	22	19	34
中学校	36	36	35	30	31
合計	50	58	57	49	65

④ 下関市の暴力行為の内訳：発生件数（Ｒ５）

下関市	対教師暴力	生徒間暴力	対人暴力	器物損壊
小学校	15	16	1	2
中学校	4	19	1	7

⑤ 山口県の暴力行為の内訳：発生件数（Ｒ５）

山口県	対教師暴力	生徒間暴力	対人暴力	器物損壊
小学校	181	290	1	48
中学校	30	254	10	50

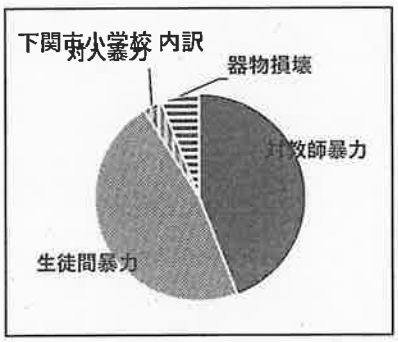

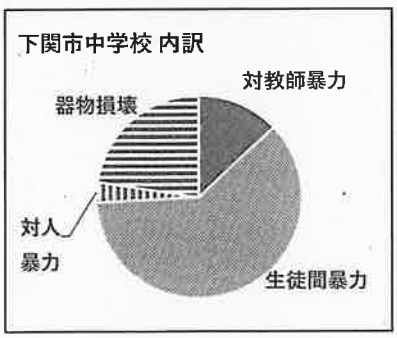

〔11月教育委員会定例会〕報告資料❷　　R6.11.27

令和５年度「下関市立小・中学校問題行動等学校状況調査」および文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題」調査の結果について

【いじめの状況】

下関市教育委員会　生徒指導推進室

① 下関市・山口県・全国の比較（Ｒ５）　※ 認知率は、児童生徒1,000人あたりの件数

	下関市		山口県		全国	
	認知件数	認知率	認知件数	認知率	認知件数	認知率
小学校	645	57.6	3,072	49.6	588,930	96.5
中学校	257	44.8	991	29.5	122,703	38.1

② 下関市・山口県・全国の認知率の推移　※ 認知率は、児童生徒1,000人あたりの件数

【小学校】

	R1	R2	R3	R4	R5
下関市	26.9	50.5	55.3	51.6	57.6
山口県	43.1	41.0	45.3	41.8	49.6
全　国	75.8	66.9	79.9	89.1	96.5

【中学校】

	R1	R2	R3	R4	R5
下関市	36.2	42.8	43.2	33.4	44.8
山口県	35.2	27.0	31.7	29.8	29.5
全　国	32.6	25.1	30.0	34.3	38.1

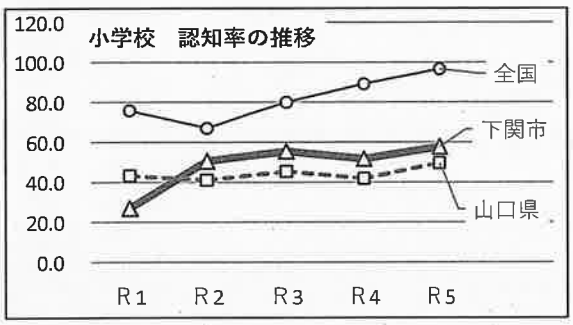

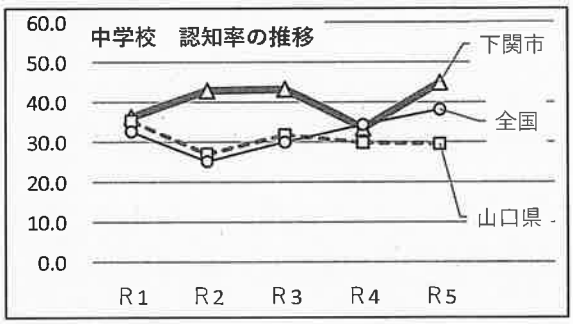

③ 下関市の認知件数の推移

	R1	R2	R3	R4	R5
小学校	331	609	651	597	645
中学校	209	249	255	194	257
合計	540	858	906	791	902

④ 下関市のいじめの様態（Ｒ５）　※複数回答

様　態	小学校		中学校	
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	333	51.6%	161	62.6%
仲間はずれ、集団による無視をされる。	56	8.7%	23	8.9%
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	88	13.6%	34	13.2%
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	62	9.6%	11	4.3%
金品をたかられる。	1	0.2%	1	0.4%
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	54	8.4%	18	7.0%
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	115	17.8%	21	8.2%
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	17	2.6%	26	10.1%
その他	21	3.3%	31	12.1%

⑤-1 下関市のいじめの状況（Ｒ５年度末時点）

	解消しているもの		解消に向け取組中
小学校	439	68.1%	206
中学校	153	59.5%	104
計	592	65.6%	310

⑤-2 追跡した状況（Ｒ６年度６月末時点）

	解消しているもの		解消に向け取組中
小学校	609	94.4%	36
中学校	240	93.4%	17
計	849	94.1%	53

〔11月教育委員会定例会〕報告資料❸　　R6.11.27

令和５年度「下関市立小・中学校問題行動等学校状況調査」および文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題」調査の結果について

【不登校の状況】

下関市教育委員会　生徒指導推進室

① 下関市・山口県・全国の比較（Ｒ５）　※ 出現率は、児童生徒1,000人あたりの人数

	下関市		山口県		全国	
	人数	出現率	人数	出現率	人数	出現率
小学校	295	26.4	1,284	20.7	130,370	21.4
中学校	501	87.3	2,286	68.0	216,112	67.1

② 下関市・山口県・全国の出現率の推移　※ 出現率は、児童生徒1,000人あたりの人数

【小学校】

	R1	R2	R3	R4	R5
下関市	10.7	15.6	18.5	19.4	26.4
山口県	7.4	9.2	12.4	15.2	20.7
全　国	8.3	10.0	13.0	17.0	21.4

【中学校】

	R1	R2	R3	R4	R5
下関市	50.7	53.6	65.1	78.1	87.3
山口県	38.6	42.8	52.8	61.0	68.0
全　国	39.4	40.9	50.0	59.8	67.1

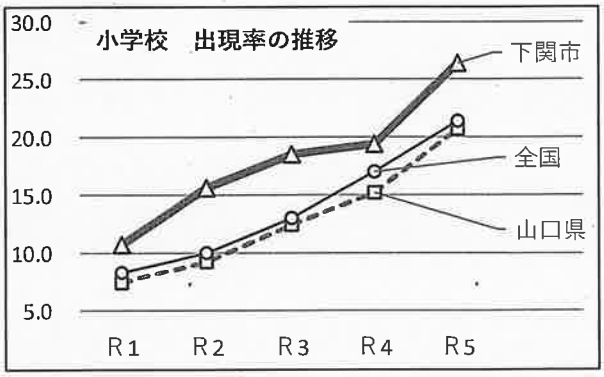

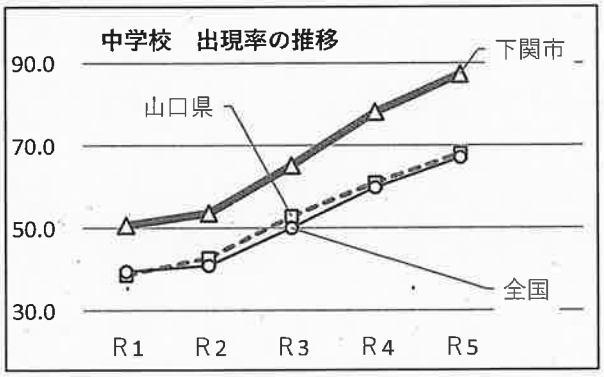

③ 下関市の人数の推移

	R1	R2	R3	R4	R5
小学校	131	188	218	224	295
中学校	293	312	384	454	501
合計	424	500	602	678	796

④ 下関市の不登校学年別人数（Ｒ５）

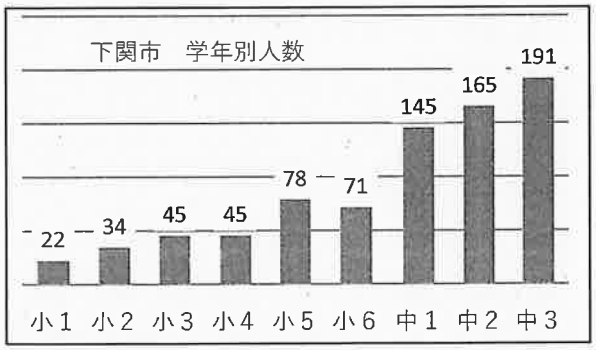

⑤ 下関市の不登校の要因の主なもの（Ｒ５）　※全国的に同様の傾向

	要　　因	割合
1	学校生活に対してやる気が出ないなどの相談があった	32.5%
2	生活リズムの不調に関する相談があった	29.8%
3	不安・抑うつの相談があった	25.4%
4	学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた	13.2%

【中学校】

	要　　因	割合
1	学校生活に対してやる気が出ないなどの相談があった	28.9%
2	生活リズムの不調に関する相談があった	23.8%
3	不安・抑うつの相談があった	20.4%
4	いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった	16.8%

報　告　資　料
令和６年１１月２７日
学　校　教　育　課

大雨による下関市立小学校、中学校及び下関商業高等学校の臨時休業等について

大雨による児童・生徒の登下校や学校生活における安全確保のため、下記のとおり下関市立小学校、中学校及び下関商業高等学校において臨時休業等を行ったので、報告いたします。

記

１　臨時休業実施校
　下関市立王喜小学校

２　臨時休業日等
　１１月　２日（土）【土曜参観日のため授業としていた】
　徒歩による登下校時の安全を確保するため臨時休業とした。

３　その他
　大雨による児童生徒及び教職員の被害等の報告はなし

報　告　事　項
令和６年１１月２７日
中　央　図　書　館

下関市立図書館の臨時開館及び臨時休館について

下関市立図書館の設置等に関する条例第３条第２項の規定に基づき、下記のとおり臨時開館及び臨時休館とするので、報告いたします。

記

１　臨時開館
(1) 対象図書館　　はまゆう図書館
(2) 臨時開館日　　令和７年１月１４日（火）
(3) 臨時に開館する理由
当日は、図書館の定例休館日だが、安岡地区複合施設の開館日であり、多くの来館が見込まれるため。

２　臨時休館
(1) 蔵書点検による臨時休館
(ｱ) 対象図書館及び臨時休館期間

図書館	臨時休館期間
彦島図書館 豊浦図書館	令和７年２月４日（火）から 令和７年２月７日（金）まで
豊田図書館	令和７年２月１８日（火）から 令和７年２月２１日（金）まで
菊川図書館	令和７年３月４日（火）から 令和７年３月７日（金）まで
長府図書館	令和７年３月１１日（火）から 令和７年３月１４日（金）まで

(ｲ) 臨時に休館とする理由　　蔵書点検を実施するため。
(ｳ) その他
中央図書館は、９月に蔵書点検を実施済み。また、はまゆう図書館及び豊北図書館については、本年度は蔵書点検を実施しない。

(2) 施設の改修による臨時休館

(ｱ) 対象図書館　　豊北図書館

(ｲ) 臨時休館期間

令和７年２月１日（土）から令和７年２月２８日（金）まで

(ｳ) 臨時に休館とする理由

豊北中学校において天井ボード改修工事が予定されており、図書館の天井部分が施工区域に該当し、書架・閲覧席スペースに足場を組む必要があることから、来館者の安全を確保するため。

(ｴ) 休館中の図書館サービス

カウンタースペースは利用できるため、通常の開館時間中において利用登録、資料の返却、予約資料の貸出し等の窓口サービスは実施する。また、豊北中学校のラウンジを活用し、雑誌及び新聞を配置する。

以上

（参考条文）

○下関市立図書館の設置等に関する条例

（休館日）

第３条　図書館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、当該休日以後の直近の休日でない日）

(2) １２月２９日から翌年１月３日までの日

(3) １月から１１月までの各月の最終金曜日（その日が休日の場合は、その日の前日）及び１２月２８日

２　前項の規定にかかわらず、下関市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要があると認めるときは、休館日以外の日に休館し、又は休館日に開館することができる。

報　告　事　項
令和６年１１月２７日
下関商業高等学校

『下商チャレンジショップ』の開催について

『下商チャレンジショップ』下記のとおり開催するので、報告いたします。

記

１　名　称　　下商チャレンジショップ

２　内　容　　本校３年生が１６社の模擬株式会社を設立し、自ら調達した資金で、協賛企業から仕入れを行い、田植え、稲刈り、商品化までを手がけた下商米やおにぎり、地元の人気店から厳選した洋菓子・和菓子・スイーツ、惣菜、下商オリジナルグッズ等を販売。
射的やくじなど、縁日も開催予定。

３　日　時　　令和６年１２月１４・１５日　１０時～１６時

４　場　所　　シーモール専門店２階サンパティオ（竹崎町四丁目）

５　主　催　　下関商業高等学校